

境漁港トラックスケール車番読み取りシステム設置業務仕様書

1 業務名

境漁港トラックスケール車番読み取りシステム設置業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

境漁港では、まき網漁船が水揚げしたマイワシ、マサバ等をトラックの荷台に直接積み込み搬出している。取引量の計量はトラックスケールで行っており、その際の手番確認は目視で行っている。目視では誤認が懸念されることから、トラックスケールに車番読み取りシステムを設置することで、人為的ミスの削減を図る。

3 業務場所

境港市昭和町9-7 鳥取県営境港水産物地方卸売市場トラックスケール

4 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

5 業務内容等

(1) 設置設備

トラックスケール車番読み取りシステム 一式

(2) 業務内容

トラックスケールに進入してきたトラックの車番をカメラで文字認識し、計量内容と紐付ける。鮮魚売渡伝票をスキャナーで読み取り、計量情報とあわせて用紙（A5想定）1枚に印刷する。システムの保守管理は、発注者が用意するインターネット回線にて行う。

項目	数量
車番認識カメラ	2
車番認識制御PC	1
計量システム制御PC	2
レーザープリンター	2
スキャナー	2
ルーター	1

詳細は特記仕様書のとおり

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 守秘事項等

- 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 受注者は、本業務に従事する者及び8の規定（再委託の承認規定）により本業務を再委託する場合の再委託先並びにそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- 発注者は、受注者又は従事者等が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (1)から(4)までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 再委託の禁止

- 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

9 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることがで

きる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

10 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、その日から10日以内に完了報告書を発注者に提出し、その日から10日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに発注者の検査を受けるものとする。

11 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) この契約に係る本業務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報・死者情報の取扱に係る特記事項」のとおりとする。